

令和 7 年度三重県歳入歳出決算審査意見書

令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

概 要 説 明

令和 8 年 10 月

三 重 県 監 査 委 員

令和7年度三重県歳入歳出決算審査意見書 概要説明

令和7年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算審査につきましては、去る10月2日付けで、三重県知事宛てに意見書を提出しましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

第1 審査の概要（意見書 1頁）

1 審査の対象（意見書 1頁）

審査の対象は、令和7年度の一般会計と、11の特別会計です。

2 審査の着眼点及び実施内容（意見書 1頁）

知事から審査に付された決算及び関係書類について、

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 予算は議決の趣旨に沿って適正、効率的に執行されているか
- (3) 会計事務は関係法規に準拠し、適正に処理されているか
- (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか

を、関係諸帳票及びその他証拠書類などと照合精査するとともに、関係部局等から説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果も参考に、慎重に審査を行いました。

第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

1 決算の計数及び予算、財務事務等の執行（意見書 2頁）

令和7年度歳入歳出決算は、関係諸帳票及びその他証拠書類などと照合し、審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められました。

また、予算の執行、財務に関する事務の執行についても、意見書で留意又は改善を要するものを除き、概ね適正に処理されていました。

2 決算の状況（意見書 2 頁）

(1) 決算規模及び収支状況（意見書 2 頁）

令和7年度の一般会計の決算の状況については、歳入決算額が、8,986億529万円余、歳出決算額が、8,625億8,601万円余で、形式収支は360億1,928万円余の黒字、実質収支は、69億9,127万円余の黒字となっています。

単年度収支は、28億8,464万円余の赤字、実質単年度収支は、49億2,022万円余の赤字となっています。

特別会計の決算の状況については、歳入決算額が、3,200億2,740万円余、歳出決算額が、3,154億7,339万円余で、形式収支と実質収支は、いずれも45億5,400万円余の黒字、単年度収支は、10億9,780万円余の黒字となっています。

(2) 歳入歳出決算額の前年度比較（意見書 4 頁）

一般会計の歳入は、全国の地方消費税収の増により地方消費税清算金が73億1,583万円余増加したほか、県税72億3,759万円余、国庫支出金45億605万円余などが増加しています。

一方、繰越事業の減などにより繰越金が55億6,664万円余減少したほか、地方特例交付金53億7,791万円余などが減少しています。

この結果、歳入決算額は、前年度と比べ136億1,227万円余増加しています。

歳出は、財政調整基金積立金や退職手当基金積立金の増などにより

総務費が 97 億 1,849 万円余増加したほか、諸支出金が 87 億 9,830 万円余、民生費が 47 億 1,186 万円余、土木費が 31 億 3,541 万円余増加しています。

一方、県債管理特別会計繰出金の減などにより公債費が 78 億 1,027 万円余減少したほか、衛生費 46 億 7,749 万円余などが減少しています。

この結果、歳出決算額は、前年度と比べ 134 億 852 万円余増加しています。

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、93.6%で、前年度から 0.2 ポイント低下し、公債費の大きさを財政規模に対する割合で示す指標である実質公債費比率は、10.5%で、前年度から 0.8 ポイント低下しています。

3 審査の意見（意見書 6 頁）

(1) 行財政運営全般（意見書 6 頁）

財政指標については、経常収支比率と実質公債費比率はいずれも前年度より改善したものの、依然として都道府県平均値より高い水準で推移しています。

県内経済について、中東情勢の影響や、食料品の消費税をめぐる動向などを注視する必要がある中、今後、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や、金利の上昇に伴う公債費の増加が見込まれることから、慎重な財政運営を継続する必要があります。

このため、公債費等の経常的な支出の抑制や多様な歳入確保策の推進により財政基盤の強化に努め、持続可能な財政運営を確保しつつ、限られた予算で喫緊の課題に的確に対応されたいとする一方、人口減

少社会を見据え、県内に活力を創出する施策などを推進し、未来につながる積極的な取組を進められたいとしています。

(2) 予算執行等（意見書 6 頁）

「ア 収入関係」の「(7) 県税」（意見書 6 頁）については、県税の収入済額は、3,146 億 8,613 万円余で、徴収率は 99.1%と過去最高を更新した令和 5 年度以降、高い水準を維持しています。

収入未済額は、27 億 6,109 万円余で、前年度より 1 億 2,904 万円余増加しています。

個人県民税の収入未済額は、19 億 3,904 万円余で、前年度より 1 億 2,932 万円余増加し、県税収入未済額の 70.2%を占めています。

個人県民税の徴収対策として、引き続き、市町や三重地方税管理回収機構と連携して徴収対策に努めるとともに、県による徴収・滞納処分の実施など、効果的な手段も検討されたいとしています。

個人県民税以外については、引き続き滞納処分等の積極的な実施や、多様な納付手段の周知とその利用の促進により、収入未済額の縮減に努められたいとしています。

加えて、効果的な課税調査を実施し、公平・適正な課税の実現に努められたいとしています。

「(イ) 県税以外の収入」の「a 財源確保策」（意見書 8 頁）については、県有財産の有効活用などの多様な財源確保策により歳入の確保を図っていますが、引き続き、あらゆる財源確保策について検討を行い、歳入のより一層の確保を図るよう、積極的に取り組まれたいとしています。

「**ｂ 収入未済**」(意見書 8 頁)については、一般会計の収入未済額のうち県税を除いた額は、85 億 1,737 万円余で、前年度より 3,682 万円余増加しています。

特別会計の収入未済額は、26 億 8,009 万円余で、前年度より 50 万円余減少しています。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額のうち県税を除いた額は、111 億 9,747 万円余で、前年度より 3,632 万円余増加しています。

収入未済の発生防止に努めるとともに、毎年度定める債権処理計画の目標達成に向け、債権管理と進捗管理を適切に行い、収入未済額の着実な縮減に取り組まれたいとしています。

「**(ウ) 不納欠損**」(意見書 9 頁)については、一般会計の不納欠損額は、2 億 305 万円余で、前年度より 4,412 万円余増加しています。

また、特別会計の不納欠損額は、1,292 万円余で、前年度より 1,239 万円余増加しています。

回収可能な債権が欠損に至ることのないよう、引き続き債権処理計画の進捗管理と日常の債権管理を適切に行われたいとしています。

「**(エ) 県債**」(意見書 10 頁)については、一般会計の県債発行額は、895 億 4,600 万円で、前年度より 9 億 9,800 万円減少し、歳入に対する県債の依存度は 10.0%と、前年度から 0.3 ポイント低下しています。

特別会計の県債発行額は、491 億 4,500 万円で、前年度より 74 億 6,300 万円増加しています。

この結果、令和 7 年度末における一般会計と特別会計を合わせた県債残高は、前年度末から 83 億 7,135 万円余減少し、1 兆 4,234 億 6,957 万円余となっています。

今後も、持続可能な財政運営のため、県債の発行にあたっては、必要性や将来負担を十分に検証し、適切な県債管理に努められたいとしています。

「イ 支出関係」の「(7) 予算の不用」(意見書 12 頁)については、一般会計の不用額は、123 億 8,933 万円余で、前年度より 18 億 3,692 万円余増加し、特別会計では、12 億 2,445 万円余で、前年度より 8 億 3,103 万円余減少しています。一般会計と特別会計を合わせた不用額は、136 億 1,378 万円余となっています。

年度末に事業費が確定するものがあるなどやむを得ない場合もあるが、財源の有効活用の観点からも、的確な所要経費の見積りや事業進捗の把握により、適切な予算計上に努められたいとしています。

「(イ) 予算の繰越」(意見書 13 頁)については、一般会計の令和 8 年度への繰越額は 839 億 6,465 万円余で、前年度より 207 億 4,845 万円余増加しています。また、特別会計では、該当がありません。

事故繰越額は 3,364 万円余で、件数は 1 件となっています。

予算の繰越については、年度の切れ目なく実施する必要がある事業や、国の補正予算において早期着手、早期完成が求められるなど、事業や予算の性質上やむを得ない場合を除き、年度内に事業が完了するよう、引き続き計画的かつ効率的な執行に努められたいとしています。

「(ウ) 公債費負担」(意見書 15 頁)については、一般会計の公債費は、1,048 億 2,367 万円余で、前年度より 78 億 1,027 万円余減少しています。

公債費は減少傾向にあるものの、今後、金利上昇に伴い増加することが見込まれることから、引き続き、適切な管理について留意されたいとしています。

「ウ 財産の管理等」のうち、「(7) 公有財産・物品」の「a 未利用財産」(意見書 16 頁)については、未利用財産の売却実績は、旧職員住宅(津寮)や県道松阪青山線廃道敷など 7 億 4,798 万円余でした。

今後も引き続き、未利用財産の積極的な売却や有効活用に努められたいとしています。

「b 財産管理等」(意見書 16 頁)については、道路の管理瑕疵の事例や公有(教育)財産の貸付等に係る事務手続の不備があったので、適切に処理されたいとしています。

物品の利活用についても、引き続き「みえ物品利活用方針」に基づき、高額物品をはじめ、物品全般の適切な取得・利活用に努められたいとしています。

「(イ) 資金の運用」(意見書 17 頁)については、歳計現金において、運用資金量(期中平均残高)の増加や、金利の上昇等により平均運用利回りが上昇したことから、運用益は前年度より 178.5%増加し、1 億 136 万円余となっています。

また、基金についても、運用資金量の増加や、平均運用利回りの上

昇により、運用益は前年度より 163.7%増加し、7 億 6,966 万円余となっています。

資金については、より正確に資金の需給を把握するとともに、金利上昇局面にある中、金融情勢を十分に分析することにより、引き続き安全かつ効率的な資金運用に努められたいとしています。

「(ウ) 基金」(意見書 18 頁)については、令和 7 年度末の基金残高は 1,958 億 7,510 万円余で、県債管理基金の増加などにより前年度末から 150 億 9,826 万円余増加しています。

今後も、財産の効率的・効果的な活用の観点から、各基金の設置目的や資金需要を踏まえ、必要に応じ、廃止も含めた見直しを行うとともに、各基金がその設置目的に沿って必要な時期に活用できるよう、確実な造成に努められたいとしています。

歳入歳出決算審査意見書の概要説明は、以上です。

**令和 7 年度決算に係る
健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書
概 要 説 明**

令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査につきましては、去る 10 月 2 日付けで、三重県知事宛てに意見書を提出しましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

第 1 審査の概要（意見書 1 頁）

知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、歳入歳出決算、同付属書類及びその他の証拠書類等と照合し、確認を行いました。

第 2 審査の結果及び意見（意見書 2 頁）

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、法令に適合し、かつ正確であると認められました。

また、健全化判断比率については、実質赤字額は生じておらず、実質

公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を下回っているとともに、資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足は生じていないと認められたことをご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和7年度三重県歳入歳出決算審査意見書並びに令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。